

○研究推進会議規程

〔平成23年11月24日〕
〔法人規程第69号〕

改正 平成25年法人規程第25号

平成28年法人規程第57号

平成30年法人規程第58号

研究推進会議規程

(趣旨)

第1条 この法人規程は、国立大学法人筑波大学教育研究評議会規則（平成16年法人規則第15号）第11条第2項の規定に基づき設置する研究推進会議に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 研究推進会議は、筑波大学（以下「本学」という。）の研究企画・研究支援の強化と、本部部局間及び部局相互における情報共有を促進し、本学の研究の推進力の一層の向上を図ることを目的とする。

(任務)

第3条 研究推進会議は、前条に掲げる目的を達成するため、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 本学の研究推進及び研究システムの高度化に関すること
- (2) 学内研究支援プロジェクトの選定及び推進に関すること
- (3) 研究グループ登録・認定制度に関すること
- (4) その他研究に関する事項の審議及び連絡調整

(組織)

第4条 研究推進会議は、次に掲げる委員で組織する。

- (1) 研究を担当する副学長
- (2) 系の研究戦略を担当する大学教員 各1人
- (3) 先端研究センター群及び研究支援センター群に区分される教育研究施設の長
- (4) その他学長が指名する者 若干人

(委員長等)

第5条 研究推進会議に、委員長を置き、研究を担当する副学長をもって充てる。

- 2 委員長は、研究推進会議を主宰する。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員が、その職務を代行する。

(任期)

第6条 第4条第2号から第4号までの委員の任期は、1年とする。ただし、任期の終期は、委員となる日の属する年度の末日とする。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前2項の委員は、再任されることができる。

(審査部会)

第7条 研究推進会議に、第3条第2号に規定する事項に関することを行わせるため、審査部会を置くことができる。

2 審査部会の構成、審査事項その他必要なことは研究推進会議が別に定める。

(委員以外の者の出席)

第8条 研究推進会議は、必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(事務)

第9条 研究推進会議に関する事務は、研究推進部研究企画課が行う。

(雑則)

第10条 この法人規程に定めるもののほか、研究推進会議の運営に関し必要な事項は研究推進会議が別に定める。

附 則

この法人規程は、平成23年11月24日から施行する。

附 則 (平25.2.28法人規程25号)

この法人規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平28.3.24法人規程57号)

この法人規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平30.3.22法人規程58号)

この法人規程は、平成30年4月1日から施行する。